

令和2年7月20日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道
理事長 松久 三四彦 様

060-0061

札幌市中央区南1条西6丁目21番地1

キタコー株式会社

代表取締役 草野 浩平



回 答 書

前略

貴団体の令和2年7月10日の申入書について、以下のとおり、回答いたします。
貴団体は、令和2年6月5日付けで契約条項改訂の申入れを行うに至った経緯に関して、前提となる事実を明らかに誤認しています。そのため、貴団体は、当社に対し、強く抗議するとともに申入れに至った経緯に関する当社の主張を撤回されるよう求めています。当社は誤認しているつもりはありませんので撤回いたしません。

貴団体は当社が契約条項の改訂に従わないことを理由に札幌地方裁判所へ契約条項使用差止等請求事件（平成29年（ワ）第1517号）として提訴した経緯を踏まえ、貴団体と当社は対立関係にあった訳ですから、認識に齟齬があることや意見がかみ合わないのは仕方のないことです。

また、前記差止等訴訟は16回もの弁論手続きを経てようやく令和元年9月19日に和解成立に至ったもので、これだけ時間を要した差止等訴訟は聞いたことがありません。

同訴訟が長期化した原因は、札幌地方裁判所は貴団体の請求を一部認めるものの、条項改訂を巡り条項評価や改訂の必要性に疑問を呈しそれぞれの争点整理は持ち帰り検討に時間を要したと訴訟代理人から説明受けており、同裁判所の和解勧告によってようやく収束しましたが関係は平行線である以上、貴団体と当社の見解、認識は一致する筈がありません。

最後に、貴団体の要請に対し改訂契約書の書式を送付しますのでご査収ください。

令和2年4月1日から民法改正により一部変更点があります。

令和2年7月1日以降に適用したものと未適用のものもあります。

草々